

第3号議案

宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和41年宮城県教育委員会規則第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年3月18日提出

宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第八条中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 遺児等の奨学金に関すること。

第八条の二中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 幼児教育の推進に関すること。

第十三条の三中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第十三条の四第九号中「美術品取得基金」を「美術品等取得基金」に改める。

第十七条第二項の表中

心のサポート専門 監	心のサポート専門 義務教育課	上司の命を受け、学校が抱える特に重要な教育上の課題（心のケア、いじめ、不登校等）への対策に関する事務を掌理する。
---------------	-------------------	--

を

心のサポート専門 監	義務教育課	上司の命を受け、学校が抱える特に重要な教育上の課題（心のケア、いじめ、不登校等）への対策に関する事務を掌理する。
特別支援教育専門	特別支援教育課	上司の命を受け、特別支援教育施策の推進及び特別支援学校教員の人材育成

に改め、同条第四項中「心

監

に関する事務を掌理する。

のサポート専門監」の下に「特別支援教育専門監」を加える。

第二十七条第二項の表中

宮城県立小松島支援学校 松陵校

仙台市

を

宮城県立小松島支援学校 松陵校

仙台市

宮城県立名取支援学校

名取が丘校

名取市

に改める。

別表第二第二号の表文化財保護審議会の項中「第一百九十条第二項」を「第一百九十条第三項」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>第一条から第七条まで (略)</p> <p>(総務課)</p> <p>第八条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 二十 (略)</p> <p>二十一 遺児等の奨学金に関する事。</p> <p>二十二 (略)</p> <p>二十三 (略)</p> <p>(教育企画室)</p> <p>第八条の二 教育企画室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 幼児教育の推進に関する事。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>第九条から第十三条の二まで (略)</p> <p>(スポーツ健康課)</p> <p>第十三条の三 スポーツ健康課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p>	<p>第一条から第七条まで (略)</p> <p>(総務課)</p> <p>第八条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 二十 (略)</p> <p>二十一 (略)</p> <p>二十二 (略)</p> <p>(教育企画室)</p> <p>第八条の二 教育企画室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>第九条から第十三条の二まで (略)</p> <p>(スポーツ健康課)</p> <p>第十三条の三 スポーツ健康課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 交通遺児等教育手当に関する事。</p> <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>八 (略)</p>	<p>○分掌事務の追加によるもの</p> <p>○分掌事務の追加によるもの</p> <p>○分掌事務の廃止によるもの</p>

- 八 (略)
- 九 (略)
- 十 (略)
- 十一 (略)

(生涯学習課)

第十三条の四 生涯学習課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 〇八 (略)
- 九 美術品等取得基金に関する事。
- 十 〇十四 (略)

第十三条の五から第十六条まで (略)

(職及び職務)

第十七条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ当該中欄に掲げる組織に置き、その職務は、それぞれ当該下欄に掲げるとおりとする。

職	組織	職務
心のサポート専門 監	義務教育課	(略)
特別支援 教育専門 監	特別支援 教育課	上司の命を受け、特別支援教育施策の推進及び特別支援学校教員の人材育成に関する事務を掌理する。

- 九 (略)
- 十 (略)
- 十一 (略)
- 十二 (略)

(生涯学習課)

第十三条の四 生涯学習課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 〇八 (略)
- 九 美術品等取得基金に関する事。
- 十 〇十四 (略)

第十三条の五から第十六条まで (略)

(職及び職務)

第十七条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ当該中欄に掲げる組織に置き、その職務は、それぞれ当該下欄に掲げるとおりとする。

職	組織	職務
心のサポート専門 監	義務教育課	(略)
		上司の命を受け、学校が抱える特に重要な教育上の課題(心のケア、いじめ、不登校等)への対策に関する事務を掌理する。

○基金の名称変更に伴う分掌事務の修正によるもの

○職の設置によるもの

(略)	
-----	--

3 (略)

4 課(室)長は事務職員又は技術職員を、課(室)長補佐は事務職員、指導主事、社会教育主事又は管理主事を、技術補佐は技術職員を、小中学校人事専門監、県立学校人事専門監、心のサポート専門監、特別支援教育専門監、スポーツ振興専門監、社会教育専門監及び企画員は事務職員又は技術職員をもつて充てる。

第十八条から第二十六条まで (略)

第二十七条 (略)

2 分校の名称及び位置は、次のとおりとする。

(略)		名称	位置
(略)		宮城県立小松島支援学校 松陵校	仙台市
		宮城県立名取支援学校 <u>名取が丘校</u>	名取市
		宮城県立角田支援学校 白石校	白石市

第二十七条の二から第四十三条まで

(略)

(略)	
-----	--

3 (略)

4 課(室)長は事務職員又は技術職員を、課(室)長補佐は事務職員、指導主事、社会教育主事又は管理主事を、技術補佐は技術職員を、小中学校人事専門監、県立学校人事専門監、心のサポート専門監、特別支援教育専門監、スポーツ振興専門監、社会教育専門監及び企画員は事務職員又は技術職員をもつて充てる。

第十八条から第二十六条まで (略)

第二十七条 (略)

2 分校の名称及び位置は、次のとおりとする。

(略)		名称	位置
(略)		宮城県立小松島支援学校 松陵校	仙台市
		宮城県立名取支援学校 <u>名取が丘校</u>	名取市
		宮城県立角田支援学校 白石校	白石市

第二十七条の二から第四十三条まで

(略)

○職の設置によるもの

○県立支援学校の分校設置によるもの

別表第一 (略)

別表第二(第四十条関係)

- 一 (略)
- 二 条例によるもの

名称	文化財保護審議会	担任事務	主管課
(略)		(略)	
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第九十条第三項の規定による文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議及び教育委員会に対する建議に關すること。		文化財課	

別表第一 (略)

別表第二(第四十条関係)

- 一 (略)
- 二 条例によるもの

名称	文化財保護審議会	担任事務	主管課
(略)		(略)	
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第九十条第二項の規定による文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議及び教育委員会に対する建議に關すること。		文化財課	

○文化財保護法の改正に伴う項ずれの修正によるもの

# 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正の概要

## 1 改正の内容

### (1) 本庁関係課室の事務分掌の変更等に伴う改正

本庁関係課室の事務分掌の変更等に伴い、関係規定を改正するもの。

- 遺児孤児の奨学金に係る事務を一体的に行うため、スポーツ健康課の分掌事務の一部を廃止し、総務課へ追加するもの。
- 教育企画室に幼児教育の推進に関する事務を追加するもの。
- 生涯学習課の分掌事務の一部を改正するもの。

【改正：第8条，第8条の2，第13条の3，第13条の4関係】

### (2) 職の新設に伴う改正

特別支援教育施策の推進及び特別支援学校教員の人材育成に関する事務を掌理する「特別支援教育専門監」を特別支援教育課に新たに設置することに伴い、関係規定を改正するもの。

【改正：第17条関係】

### (3) 県立学校の新設に伴う改正

平成31年4月1日から名取支援学校の分校として「名取が丘校」を名取市立不二が丘小学校に設置することに伴い、関係規定を改正するもの。

【改正：第27条関係】

### (4) 法律改正に伴う改正

文化財保護法の一部改正により、項ずれが発生することに伴い、関係規定を改正するもの。

【改正：別表第2関係】

## 2 施行期日

平成31年4月1日